


監査報告書

令和1年12月6日

社会福祉法人NIKORI
理事長 武井 眞紀子 殿

監事 末永 仁宏 

監事 森本 千尋 

私たち監事は、令和1年7月1日から令和1年9月30日までの令和1年度第2四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告致します。

1 監査の実施日時及び場所

○会計監査：令和1年11月25日（月）14時00分～16時00分まで

○処遇監査：令和1年11月27日（水）13時30分～15時00分まで

（社会福祉法人NIKORI 法人会議室にて）

2 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、利用者処遇及び施設運營業務並びに財産の状況を調査しました。以上の方法により、令和1年度第2四半期に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、令和1年度第2四半期に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）について検討しました。

3 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上